

総務文教常任委員会委員長報告

去る2月29日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案7件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和6年3月4日(月)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第9号」北本市都市計画審議会条例及び北本市子ども・子育て会議条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第10号」北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第11号」北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第12号」北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第13号」北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

「議案第14号」北本市情報公開条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第18号」北本市収入印紙等購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第9号」について

本案に対して、質疑、討論はありませんでした。

◎「議案第10号」について

本案に対する質疑が1件あり、討論はありませんでした。

◎「議案第11号」について

(1) 「なぜこのタイミングで月額2,000円を日額250円に変更するのか」と質疑したところ、「令和5年10月に埼玉県市町村課のヒアリングにおいて、特殊勤務手当の支給方法について指摘があったためです。具体的には、給与と別に支給するのであれば業務執行の都度支払われるべきもので、一律月額で支給するのは好ましくないというものでした。その際に令和6年度から必ず是正するよう指摘があったことから3月定例会に上程しています」との答弁がありました。

(2) 「日額250円とした積算根拠について」質疑したところ、「一般廃棄物一時保管所での廃棄物の分別業務に3時間以上従事した者が、廃棄物処理業務手当として日額250円となっていることから、類似の業務として設定しました」との答弁がありました。

(3) 「議案調査の中で令和5年度4月から翌年2月まで6名、延べ32名に支給したことが分かっていますが、その中で一番多く携わっていた職員の勤

務日数と支給額について」質疑したところ、「月当たりの最大勤務日数が8日ですが、月額換算なので支給規則に基づき1,800円を支給しました」との答弁がありました。

(4) 「最大で8日勤務の場合、従来であれば月額1,800円のところ同じ勤務日数で2,000円の支給となり、今回の条例改正によって予算額にも影響するのではないか」と質疑したところ、「月当たり休日を除く20日間全て特殊勤務手当に該当する業務に従事した場合5,000円になりますので、予算額は増えることとなります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第12号」について

本案に対する質疑が3件あり、討論はありませんでした。

◎「議案第13号」について

(1) 「どのような背景があって一部改正に至ったのか」と質疑したところ、「令和5年12月1日付総務省自治行政局公務員部公務員課長から人事院規則の一部改正について通知があり、業務の繁忙期、その他の業務の事情により、当該期間内に休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる職員は、休暇の使用期間を6月から10月に拡大するということから、当該通知に沿った改正になります」との答弁がありました。

(2) 「困難であるとは具体的にはどういった状況なのか」と質疑したところ、「具体的には国勢調査や令和5年度に実施した選挙事務などを考慮し、夏季休暇取得期間中に業務が繁忙となるおそれがある状況を想定しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第14号」について

本案に対する質疑が1件あり、討論はありませんでした。

◎「議案第18号」について

本案に対する質疑が1件あり、討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和6年3月22日

総務文教常任委員会

委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様